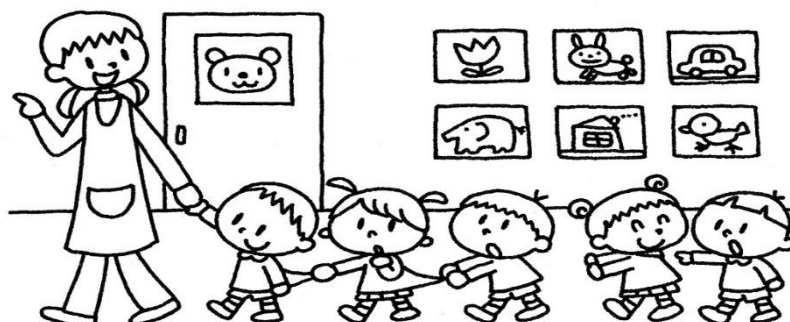


入園申込みされる保護者のみなさまへ

(特別利用入所)



安城市

1 特別利用保育とは

3歳児から5歳児までのお子様について、城ヶ入保育園、東部保育園、高棚保育園、えのき保育園、三ツ川保育園で実施します。ただし、通常入所の申込状況によっては、実施しない場合もあります。また、保育の必要性の有無を問いません。

2 通常保育時間

月曜日から金曜日まで（祝日を除く） 午前8時15分～午後2時15分
夏休み、冬休み、春休みの長期休業日は、通常保育はありません。

3 預かり保育

希望者は預かり保育を利用できます。ただし、日祝日の保育はありません。

月曜日から金曜日までの平日	午後2時15分～午後4時15分
長期休業日（夏休み、冬休み、春休み）	午前8時15分～午後4時15分
土曜日	午前8時15分～正午

4 令和3年度特別利用保育実施園

別紙「特別利用保育実施園及び定員一覧」のとおり

5 入園期間

最長、令和4年3月31日までとなります。申込は毎年必要です。

6 保育料

幼児教育・保育の無償化により保育料は無償です。ただし、給食費215円/日が必要です。

7 預かり保育利用料

平日1日当たり200円、土曜日1日当たり375円、長期休業日1日当たり800円。
※預かり保育利用料は幼児教育・保育の無償化の対象外です。

8 申し込み及び入所の決定について

申し込みは、市役所保育課で行います。

申し込み受付期間及び申込結果発送日は下記のとおりとなります

入園月	受付期間	申込結果の通知(予定)
5月	令和3年 3月 5日(金)～ 4月 1日(木)	令和3年 4月 15日(木)
6月	4月 5日(月)～ 4月 30日(金)	5月 14日(金)
7月	5月 6日(木)～ 6月 1日(火)	6月 15日(火)
8月	6月 7日(月)～ 7月 1日(木)	7月 15日(木)
9月	7月 5日(月)～ 7月 30日(金)	8月 13日(金)
10月	8月 5日(木)～ 9月 1日(水)	9月 15日(水)
11月	9月 6日(月)～ 10月 1日(金)	10月 15日(金)
12月	10月 5日(火)～ 11月 1日(月)	11月 15日(月)
1月	11月 5日(金)～ 12月 1日(水)	12月 15日(水)
2月	12月 6日(月)～ 12月 28日(火)	令和4年 1月 14日(金)
3月	令和4年 1月 5日(水)～ 2月 1日(火)	2月 15日(火)

◆受付時間：午前8時30分～午後5時15分 ※土・日・祝日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日）は除く。

◆入園希望月の受付期間を過ぎた場合は、受付できませんのでご注意ください。

◆申し込みを辞退する場合は、各月の受付期間内に届け出てください。

◆申し込みは定員の範囲内で先着順となります。また、同じ月に通常利用での申請者がいた場合、通常利用での申請者の入園が優先されます。

9 申込みの不承諾・決定の取消

次の場合には入園の不承諾または決定の取り消し（退園）を行いますので、ご注意ください。

- ・申請書、申込書の内容に虚偽があった場合
- ・保育園における集団生活に支障があると判断された場合

10 その他、申込みに関するご注意

- ・転入予定の方は、入園月の前月の末日までに住民票の転入手続きを完了することが条件となります。正式な入園決定書類のお渡しは転入確認後となりますのでご了承ください。転入前でも、入園の打ち合わせは行っていただきます。
- ・特別利用保育入所中の転園はできません。園を変わりたい場合は新規の申込が必要です。
- ・入園の意思がなくなった場合は、速やかに保育課へご連絡ください。辞退届をご提出いただきます。

1 1 アレルギーのあるお子様について

厚生労働省の「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」において、給食対応については「医師の指示に基づいて行うこと（年に1回の更新）」が必要とされています。このため、お子様に給食対応が必要な場合は、次の書類（1年以内に発行されたもの）のうちいずれかが必要になります。

- ◆診断書
- ◆生活管理指導表
- ◆食事指導指示書など医師の指示書類（除去する食物が書かれているもの）

※上記の書類の提出が難しい場合は、検査結果の写し（除去する食物の結果が陰性のものは不可）を提出いただきます。入園内定後、園との打ち合わせ時に必要になりますので、該当する方は予めご準備をお願いします。

1 2 支援が必要なお子様について

入園基準に該当し、障害については中程度までとし、かつ集団生活が可能で日々通園できる児童を対象とします。

申込み後は家庭での状況などを把握するため、自宅へ訪問させていただく場合があります。なお、入園については関係機関と協議させていただきます。

1 3 年齢について

保育園・認定こども園における入園児童の年齢とは、下記の「保育年齢」です。入園年度の4月1日現在の年齢が保育年齢です。

なお、誕生日を迎えても令和3年度中（2021/4/1～2022/3/31）に保育年齢の変更はありません。

生 年 月 日	対象クラス (保育年齢)
H27.4.2～H28.4.1 (2015/4/2～2016/4/1)	年長 (5歳児)
H28.4.2～H29.4.1 (2016/4/2～2017/4/1)	年中 (4歳児)
H29.4.2～H30.4.1 (2017/4/2～2018/4/1)	年少 (3歳児)



14 申込みに必要な書類

受付時に必要な書類が不足している場合、または書類に不備（記入漏れ等）がある場合は受理できませんのでご注意ください。

	提出書類	説明
◎	①教育・保育給付認定申請書兼保育所等利用申込書（特別利用入所用）	《5～8月入園の方》令和2年1月1日時点で安城市外にお住まいの方は、マイナンバーをご記入ください。 《9～3月入園の方》令和3年1月1日時点で安城市外にお住まいの方は、マイナンバーをご記入ください。 ※マイナンバーを記入される方は、申請者の身元を確認できるもの（例：マイナンバーカード、免許証等）をご持参ください。 ※給食費の減免が可能な方のみ
△	②入所申込児童質問票	現在、市内認可保育施設（私立認定こども園（幼稚園コース）除く）へ在園中の児童については不要です。
△	母子健康手帳（母子手帳）	※申込児童本人を連れて来てください。 ただし、市内認可保育施設（私立認定こども園（幼稚園コース）除く）へ在園中の児童については不要です。
△	口座振替依頼書	在園児の兄弟姉妹がいる又は3年以内に在園したことある等、すでに口座登録のある方は不要です。
△	在留カードの写し	外国籍の方は、保護者および申込児童本人の分についてご提出ください。在留期間を確認します。

◎ 必須

△ 該当する場合のみ提出



（問い合わせ先 安城市役所保育課入園係 電話 0566-71-2228）